農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案の概要

1. 目的

農業の担い手の育成及び確保の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業の 健全な発展及び農村の活性化に寄与

2. 基本理念

- ①農業経営に意欲のある者が安心して就農し、現に農業の担い手である者を含め、農業からその 主な所得を得て、効率的かつ安定的な農業経営を継続できるようにすること
- ②様々な経営形態による地域の実情に応じた多様な農業の担い手の育成及び確保
- ③農業経営の安定的な継続が困難となっている高齢者等から農業の担い手への円滑な経営移譲
- ④農用地の利用の集積の促進、転用の規制等を通じた農用地の十分な確保
- ⑤農業の有する多面的機能の維持及び増進に関する施策との連携
- 3. 国、地方公共団体、農業協同組合等の責務
- 4. 担い手施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置
- 5. 基本方針、都道府県基本計画、市町村の担い手育成計画の策定

6. 基本的施策

①新規就農に必要な資金の交付等

※新たに就農しようとする者(家業の後継者を含む)で農業の担い手として市町村の認定を受けたものに対し、交付・貸付け(一定期間農業経営を継続した場合は返済不要の給付型制度)

②農業経営の安定を図るための交付金の交付等

※現に農業を営む者で市町村から農業の担い手として認定を受けたものも交付の対象 ※営農の類型、農産物の種類、基幹作業の効率化の程度等に応じた交付金

- ③農業の技術及び経営方法の習得、給付型奨学金の創設等
- ④農業経営に必要な農用地等の確保
- ⑤集落営農組織の活動の促進
- ⑥円滑な経営移譲を促進するための農業者年金制度の見直し
- ⑦円滑な経営移譲を促進するための税制上の措置
- ⑧農地保有合理化法人の機能強化等
- ⑨都市と農村の共生・対流の促進
- ⑩農業協同組合等による農用地の確保の支援、雇用の機会の提供等
- ①関係機関等の連携協力
- ②都市計画制度等について、農用地の確保及び有効利用等の観点から見直し

7. 地域担い手協議会

- ①担い手育成計画の作成協議及び連絡調整並びに農業の担い手の認定に関する意見具申を実施
- ②市町村、農業委員会、農業協同組合等、地域の教育関係者、農業者、学識経験者等で組織